

○周南公立大学保健室に関する規程

(令和5年3月14日規程第17-4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1-3号）第47条に基づき、周南公立大学（以下「本学」という。）の保健室において行う厚生及び保健に関する運営について必要な事項を定め、もって学生及び教職員の疾病予防及び心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 保健室では、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健計画の企画及び立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施とその事後措置
- (3) 健康相談、保健指導及び応急措置
- (4) 障がい（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、発達障害及び精神障害など）のある学生への合理的配慮及び支援
- (5) 学内における環境衛生及び感染症の予防に関する指導及び援助
- (6) 学生の個人的問題（心の健康問題等）に関する相談及び援助
- (7) 保健衛生に関する調査研究
- (8) その他本学における保健衛生について必要な専門的業務

(職員)

第3条 保健室に必要な職員を置く。

- 2 学内で行う健康診断業務に、学校医を充てる。
- 3 前項の学校医は、理事長が委嘱する。

(事務)

第4条 この規程に関する事務及び保健室の管理は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本学の保健室の運営等に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。